

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十八年九月二日から同月十五日までの間縦覧に供します。

平成二十八年九月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	北山 高嗣	五條市東阿田町三三番地の二
堀内 秀訓	大和郡山市小林町二二五番地	大和郡山市小林町三八〇番一	五條市西阿田町三五九番一ほか四筆
畑山 信乃武	大阪市住吉区山之内元町一番地一二号	橿原市川西町二四四番ほか一筆	

二 申請年月日

平成二十八年八月二十五日